

鹿 児 島 県 公 報

令和 7 年 4 月 18 日（金）第 609 号



発 行 鹿 児 島 県
〒890-8577 鹿児島市鴨池新町10番1号
編 集 総 務 部 学 事 法 制 課
定 例 発 行 日（毎 週 火， 金）

目 次

（※については例規集掲載事項）

ページ

告 示

- 指定納付受託者の指定（デジタル推進課取扱い） 1
- 保安林の指定の解除予定の通知（森づくり推進課取扱い） 1
- くろまぐろ（小型魚）の採捕の停止（2件）（水産振興課取扱い） 2
- 都市計画公園の変更に係る図書の写しの縦覧（都市計画課取扱い） 2

公 告

- 令和 7 年度狩猟免許試験公告（自然保護課取扱い） 2
- 令和 7 年度狩猟免許更新に係る適性試験及び講習の実施公告（自然保護課取扱い） 4
- 令和 7 年度製菓衛生師試験公告（生活衛生課取扱い） 7
- 落札者等の公告（管財課取扱い） 8

選 挙 管 理 委 員 会 告 示

- 政治資金規正法第17条第 2 項に該当する政治団体の公表（選挙管理委員会取扱い） 9

労 働 委 員 会 告 示

- 鹿児島県労働委員会あっせん員候補者の告示（労働委員会事務局取扱い） 9

正 誤

- 鹿児島県公報第601号（令和 7 年 3 月 21 日付け）の一部訂正（森づくり推進課取扱い） 10
- 鹿児島県公報第594号（令和 7 年 2 月 25 日付け）の一部訂正（畜産振興課取扱い） 10

告 示

鹿児島県告示第335号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第231条の 2 の 3 第 1 項の規定により，指定納付受託者を次のとおり指定した。

令和 7 年 4 月 18 日

鹿児島県知事 塩田康一

- 1 指定納付受託者の名称及び事務所の所在地
ウェルネット株式会社
北海道札幌市中央区大通東十丁目11番地 4
- 2 指定納付受託者を指定した日
令和 7 年 3 月 31 日
- 3 指定納付受託者に納付させる歳入
鹿児島県電子申請共同運営システムを利用した鹿児島県への申請，届出その他の法令等の規定に基づき県の機関に対して行われる通知に係る使用料又は手数料（指定納付受託者が提供するソフトウェアを使用し，収納代行を行うサービスにより納付させるものに限る。）
- 4 指定納付受託者が納付事務の委託を受けることができる期間
令和 7 年 4 月 1 日から令和 8 年 3 月 31 日まで

鹿児島県告示第336号

森林法（昭和26年法律第249号）第29条の規定により，農林水産大臣から次のとおり保安林

の指定を解除する予定である旨の通知があった。

令和 7 年 4 月 18 日

鹿児島県知事 塩田康一

- 1 解除予定保安林の所在場所
志布志市有明町伊崎田字段 8774 番 11
- 2 保安林として指定された目的
土砂の崩壊の防備
- 3 解除の理由
錯誤指定

鹿児島県告示第 337 号

漁業法（昭和 24 年法律第 267 号。以下「法」という。）第 14 条第 1 項の規定により定めた鹿児島県資源管理方針別紙 1－3 に規定する鹿児島県定置漁業（上半期）におけるくろまぐろ（小型魚）の漁獲量の総量が、鹿児島県定置漁業（上半期）に関する令和 7 管理年度における知事管理漁獲可能量を超えるおそれが著しく大きく、法第 33 条第 2 項第 1 号に掲げる場合に該当すると認める。

なお、鹿児島県定置漁業（上半期）においてくろまぐろ（小型魚）の採捕をしてはならない期間は、令和 7 年 4 月 19 日から同年 9 月 30 日までの間とする。

令和 7 年 4 月 18 日

鹿児島県知事 塩田康一

鹿児島県告示第 338 号

漁業法（昭和 24 年法律第 267 号。以下「法」という。）第 14 条第 1 項の規定により定めた鹿児島県資源管理方針別紙 1－3 に規定する鹿児島県その他のくろまぐろ（小型魚）漁業（上半期）におけるくろまぐろ（小型魚）の漁獲量の総量が、鹿児島県その他のくろまぐろ（小型魚）漁業（上半期）に関する令和 7 管理年度における知事管理漁獲可能量を超えており、法第 33 条第 2 項第 1 号に掲げる場合に該当すると認める。

なお、鹿児島県その他のくろまぐろ（小型魚）漁業（上半期）においてくろまぐろ（小型魚）の採捕をしてはならない期間は、令和 7 年 4 月 19 日から同年 9 月 30 日までの間とする。

令和 7 年 4 月 18 日

鹿児島県知事 塩田康一

鹿児島県告示第 339 号

都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 21 条第 2 項において準用する同法第 20 条第 1 項の規定により鹿児島市から都市計画の変更に係る図書の写しの送付を受けたので、同法第 21 条第 2 項において準用する同法第 20 条第 2 項の規定により、次のとおり公衆の縦覧に供する。

令和 7 年 4 月 18 日

鹿児島県知事 塩田康一

- 1 都市計画の種類及び名称
 - (1) 種類 鹿児島都市計画公園
 - (2) 名称 2・2・45 号武公園
- 2 関係図書の縦覧場所
鹿児島県土木部都市計画課

公

告

令和 7 年度狩猟免許試験公告

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成 14 年法律第 88 号。以下「法」という。）第 41 条の規定により、狩猟免許試験を次のとおり実施する。

令和 7 年 4 月 18 日

鹿児島県知事 塩田康一

1 試験の場所、期日及び開始時刻

(1) 第 1 回試験

場 所	期 日	開始時刻
鹿児島県鹿児島地域振興局日置庁舎（日置市伊集院町下谷口1960番地1）	令和 7 年 7 月 27 日（日）	午前 9 時
鹿児島県南薩地域振興局指宿庁舎（指宿市十二町301番地）		
鹿児島県北薩地域振興局出水庁舎（出水市昭和町18番18号）		
鹿児島県姶良・伊佐地域振興局本庁舎（姶良市加治木町諏訪町12番地）		
鹿屋市農業研修センター（鹿屋市札元一丁目21番7号）		
鹿児島県熊毛支庁舎（西之表市西之表7590番地）		
鹿児島県大島支庁舎（奄美市名瀬永田町17番3号）		

(2) 第 2 回試験

場 所	期 日	開始時刻
鹿児島県鹿児島地域振興局本庁舎（鹿児島市小川町3番56号）	令和 7 年 8 月 24 日（日）	午前 9 時
鹿児島県南薩地域振興局本庁舎（南さつま市加世田東本町8番地13）		
鹿児島県北薩地域振興局本庁舎（薩摩川内市神田町1番22号）		
鹿児島県姶良・伊佐地域振興局伊佐庁舎（伊佐市大口里53番地1）		
曾於市大隅中央公民館（曾於市大隅町中之内9153番地）		
鹿児島県熊毛支庁屋久島庁舎（熊毛郡屋久島町安房650番地）		
天城町防災センター（大島郡天城町大字天城427）		

(3) 第 3 回試験

場 所	期 日	開始時刻
鹿児島県庁（鹿児島市鴨池新町10番1号）	令和 7 年 12 月 14 日（日）	午前 9 時

2 受験資格

鹿児島県内に住所を有する者で、次のいずれにも該当しないものであること。

- (1) 網猟免許及びわな猟免許にあっては18歳に、第一種銃猟免許及び第二種銃猟免許にあっては20歳に、それぞれ満たない者
- (2) 統合失調症、そう鬱病（そう病及び鬱病を含む。）、てんかん（発作が再発するおそれがないもの、発作が再発しても意識障害がもたらされないもの及び発作が睡眠中に限り再発するものを除く。）その他自己の行為の是非を判別し、又はその判別に従って行動する能力を失わせ、又は著しく低下させる症状を呈する病気にかかっている者
- (3) 麻薬、大麻、あへん又は覚醒剤の中毒者
- (4) 自己の行為の是非を判別し、又はその判別に従って行動する能力がなく、又は著しく低い者（(1)から(3)までに該当する者を除く。）
- (5) 法又は法に基づく命令の規定に違反して、罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から3年を経過しない者
- (6) 受験しようとする狩猟免許と同一の種類の免許を法第52条第2項第1号の規定により取り消され、その取消しの日から3年を経過しない者

3 受験手続

(1) 提出書類等

ア 狩猟免許申請書

イ 銃砲刀剣類所持等取締法（昭和33年法律第6号）第4条第1項第1号の規定による許可を現に受けている者にあつては、猟銃・空気銃所持許可証の写し

ウ 2の(2)から(4)までに該当する者でない旨の医師の診断書（銃砲刀剣類所持等取締法第4条第1項第1号の規定による許可を現に受けている者は、提出を要しない。）

エ 写真（申請前6月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦の長さ3.0センチメートル、横の長さ2.4センチメートルのもので、その裏面に氏名及び撮影年月日を記載したもの）1枚

オ 狩猟免許申請手数料 5,200円（法第49条各号のいずれかに該当する者にあつては、3,900円）（5,200円分又は3,900円分の鹿児島県収入証紙を免許申請書に貼り付けて提出すること。なお、提出書類等を受理した後は、狩猟免許申請手数料は返還しない。）

カ 110円分の切手

(2) 提出書類等の提出先

申請者の住所地を管轄する地域振興局又は支庁

なお、送付の方法により提出する場合は、封筒の表面に「狩猟免許申請書在中」と朱書きし、書留郵便とすること。

(3) 提出書類等の提出期間

ア 第1回試験を受けようとする者

令和7年6月16日（月）から同年7月11日（金）までのそれぞれの日（県の休日を除く。）の午前8時30分から午後5時15分までとする。

イ 第2回試験を受けようとする者

令和7年7月14日（月）から同年8月8日（金）までのそれぞれの日（県の休日を除く。）の午前8時30分から午後5時15分までとする。

ウ 第3回試験を受けようとする者

令和7年10月27日（月）から同年11月28日（金）までのそれぞれの日（県の休日を除く。）の午前8時30分から午後5時15分までとする。

なお、送付の方法により提出する場合は、それぞれの提出期間の最終日の消印のあるものまで受け付ける。

4 免許申請書の用紙の交付

免許申請書の用紙は、鹿児島県環境林務部自然保護課、各地域振興局、各支庁、一般社団法人鹿児島県猟友会、同会各支部及び各地区猟友会において交付する。

なお、免許申請書の用紙の請求を送付の方法により行う場合は、宛先及び郵便番号を明記し、110円分の切手を貼った返信用封筒を同封すること。

5 その他

(1) 免許申請書を受理し、受験資格があると認めた者に対して試験の場所及び期日を指定した受験票を交付するので、指定された場所及び期日において試験を受けること。

なお、試験を受ける際は、受験票を必ず持参すること。

(2) 指定された試験の場所又は期日の変更を希望する場合は、提出書類等の提出先に対する申出により、その変更を認める。

なお、変更の申出は、指定された試験の期日の3日前（その日が休日のときは、その前日）までになされた場合に限り受け付ける。

(3) 試験に合格した者には、後日狩猟免許状を交付する。

(4) 不正の手段によって狩猟免許試験を受け、又は受けようとした者に対しては、その試験を停止し、又は合格の決定を取り消し、狩猟免許状を返還させる。

(5) 狩猟免許試験に関する照会は、鹿児島県環境林務部自然保護課（電話099-286-2111内線2616）、各地域振興局、各支庁、一般社団法人鹿児島県猟友会（電話099-222-9449）、同会各支部又は各地区猟友会に対して行うこと。

令和7年度狩猟免許更新に係る適性試験及び講習の実施公告

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号。以下「法」という。）第51条第2項の規定により適性試験を、同条第4項の規定により講習を次のとおり実施する。

令和 7 年 4 月 18 日

鹿児島県知事 塩田康一

1 適性試験及び講習の場所、期日及び開始時刻

(1) 第1回適性試験及び講習

場 所	期 日	開始時刻
カクイックス交流センター（かごしま県民交流センター）（鹿児島市山下町14番50号）	令和 7 年 7 月 6 日（日）	午前 9 時
鹿児島県鹿児島地域振興局日置庁舎（日置市伊集院町下谷口1960番地1）	令和 7 年 7 月 13 日（日）	
鹿児島県南薩地域振興局本庁舎（南さつま市加世田東本町8番地13）	令和 7 年 7 月 6 日（日）	
鹿児島県南薩地域振興局指宿庁舎（指宿市十二町301番地）	令和 7 年 8 月 3 日（日）	
鹿児島県北薩地域振興局出水庁舎（出水市昭和町18番18号）	令和 7 年 7 月 6 日（日）	
鹿児島県北薩地域振興局本庁舎（薩摩川内市神田町1番22号）	令和 7 年 8 月 3 日（日）	
鹿児島県姶良・伊佐地域振興局本庁舎（姶良市加治木町諏訪町12番地）	令和 7 年 7 月 4 日（金）	
鹿児島県姶良・伊佐地域振興局伊佐庁舎（伊佐市大口里53番地1）	令和 7 年 8 月 3 日（日）	
鹿屋市農業研修センター（鹿屋市札元一丁目21番7号）	令和 7 年 7 月 6 日（日）	
鹿屋市農業研修センター（鹿屋市札元一丁目21番7号）	令和 7 年 7 月 16 日（水）	
曾於市大隅中央公民館（曾於市大隅町中之内9153番地）	令和 7 年 8 月 3 日（日）	
鹿児島県熊毛支庁屋久島庁舎（熊毛郡屋久島町安房650番地）	令和 7 年 7 月 13 日（日）	
鹿児島県熊毛支庁舎（西之表市西之表7590番地）	令和 7 年 8 月 17 日（日）	
鹿児島県大島支庁舎（奄美市名瀬永田町17番3号）	令和 7 年 7 月 5 日（土）	
せとうち物産館（大島郡瀬戸内町古仁屋船津31番地）	令和 7 年 7 月 9 日（水）	
徳之島交流ひろばほーらい館（大島郡伊仙町伊仙2575番地2）	令和 7 年 7 月 16 日（水）	

(2) 第2回適性試験及び講習

場 所	期 日	開始時刻
鹿児島県庁（鹿児島市鴨池新町10番1号）	令和 7 年 9 月 7 日（日）	午前 9 時

2 対象者等

(1) 対象者

鹿児島県内に住所を有し、令和 7 年 9 月 14 日まで有効である法第43条の狩猟免許又は法第51条第3項の規定により更新された狩猟免許を受けている者で、その狩猟免許（以下「更新対象免許」という。）の更新を受けようとするもの

(2) 更新対象免許以外の狩猟免許の更新

更新対象免許と種類及び有効期間が満了する日の異なる狩猟免許を併せて受けている者は、当該更新対象免許の更新の際に、当該更新対象免許以外の狩猟免許についても更新することができる。

(3) 適性試験の免除

認定鳥獣捕獲等事業に従事する者であって、狩猟について必要な適性を有することが確認された者については、適性試験を免除する。

3 適性試験及び講習を受けるための手続

(1) 提出書類等

ア 狩猟免許更新申請書

イ 銃砲刀剣類所持等取締法（昭和33年法律第6号）第4条第1項第1号の規定による許可を現に受けている者にあつては、猟銃・空気銃所持許可証の写し

ウ 次の(ケ)から(ク)までに該当する者でない旨の医師の診断書（銃砲刀剣類所持等取締法第4条第1項第1号の規定による許可を現に受けている者は、提出を要しない。）

(ケ) 統合失調症，そう鬱病（そう病及び鬱病を含む。），てんかん（発作が再発するおそれがないもの，発作が再発しても意識障害がもたらされないもの及び発作が睡眠中に限り再発するものを除く。）その他自己の行為の是非を判別し，又はその判別に従って行動する能力を失わせ，又は著しく低下させる症状を呈する病気にかかっている者

(ク) 麻薬，大麻，あへん又は覚醒剤の中毒者

(ク) 自己の行為の是非を判別し，又はその判別に従って行動する能力がなく，又は著しく低い者（(ケ)又は(ク)に該当する者を除く。）

エ 写真（申請前6月以内に撮影した無帽，正面，上三分身，無背景の縦の長さ3.0センチメートル，横の長さ2.4センチメートルのもので，その裏面に氏名及び撮影年月日を記載したもの）1枚

オ 狩猟免許更新申請手数料 2,900円（2,900円分の鹿児島県収入証紙を免許更新申請書に貼り付けて提出すること。なお，提出書類等を受理した後は，狩猟免許更新申請手数料は返還しない。

カ 110円分の切手

(2) 提出書類等の提出先

申請者の住所地を管轄する地域振興局又は支庁

なお，送付の方法により提出する場合は，封筒の表面に「狩猟免許更新申請書在中」と朱書し，書留郵便とすること。

(3) 提出書類等の提出期間

ア 第1回適性試験及び講習を受けようとする者

令和7年5月7日（水）から各場所の適性試験及び講習の期日の14日前（その日が県の休日に当たるときは，その日前において最も近い県の休日でない日）までのそれぞれの日（県の休日を除く。）の午前8時30分から午後5時15分までとする。

イ 第2回適性試験及び講習を受けようとする者

令和7年7月14日（月）から同年8月22日（金）までのそれぞれの日（県の休日を除く。）の午前8時30分から午後5時15分までとする。

なお，送付の方法により提出する場合は，それぞれの提出期間の最終日の消印のあるものまで受け付ける。

4 免許更新申請書の用紙の交付

免許更新申請書の用紙は，鹿児島県環境林務部自然保護課，各地域振興局，各支庁，一般社団法人鹿児島県猟友会，同会各支部及び各地区猟友会において交付する。

なお，免許更新申請書の用紙の請求を送付の方法により行う場合は，宛先及び郵便番号を明記し，110円分の切手を貼った返信用封筒を同封すること。

5 その他

(1) 免許更新申請書を受理し，受験資格があると認めた者に対して適性試験及び講習の場所及び期日を指定した受験票を交付するので，指定された場所及び期日において適性試験及び講習を受けること。

なお，適性試験及び講習を受ける際は，受験票を必ず持参すること。

(2) 指定された適性試験及び講習の場所又は期日の変更を希望する場合は，提出書類等の提出先に対する申出により，その変更を認める。

なお、変更の申出は、指定された適性試験及び講習の期日の 3 日前（その日が県の休日に当たるときは、その日前において最も近い県の休日でない日）までになされた場合に限って受け付ける。

- (3) 第 1 回適性試験又は第 2 回適性試験に合格した者には、更新を申請した者の現に有する狩猟免許と引換えに、新たな狩猟免許を後日交付する。
- (4) 狩猟免許更新に係る適性試験及び講習に関する照会は、鹿児島県環境林務部自然保護課（電話 099-286-2111 内線 2616）、各地域振興局、各支庁、一般社団法人鹿児島県猟友会（電話 099-222-9449）、同会各支部又は各地区猟友会に対して行うこと。

.....

令和 7 年度製菓衛生師試験公告

製菓衛生師法（昭和 41 年法律第 115 号）第 4 条第 1 項の規定により、令和 7 年度製菓衛生師試験を次のとおり実施する。

令和 7 年 4 月 18 日

鹿児島県知事 塩田 康一

1 試験の日時

令和 7 年 6 月 24 日（火）午後 2 時から午後 4 時まで

2 試験の場所

かごしま県民交流センター（鹿児島市山下町 14 番地 50 号）

3 試験方法及び試験科目

試験は、次に掲げる科目について、筆記試験の方法により行う。ただし、職業能力開発促進法（昭和 44 年法律第 64 号）の規定による 1 級又は 2 級の菓子製造技能士で、試験科目の免除を願い出た者については、試験科目のうち製菓理論及び実技を免除する。

- (1) 衛生法規
- (2) 公衆衛生学
- (3) 食品学
- (4) 食品衛生学
- (5) 栄養学
- (6) 製菓理論及び実技

4 受験資格

次の各号のいずれかに該当する者であること。

- (1) 学校教育法（昭和 22 年法律第 26 号）第 57 条に規定する者（製菓衛生師法附則第 3 項の規定により同条に規定する者とみなされる者を含む。以下同じ。）であって、製菓衛生師法第 5 条第 1 号に規定する製菓衛生師養成施設において 1 年以上製菓衛生師として必要な知識及び技能を修得したもの
- (2) 学校教育法第 57 条に規定する者であって、2 年以上菓子製造業に従事したもの
- (3) 昭和 41 年 12 月 26 日において現に菓子製造業に従事していた者（学校教育法第 57 条に規定する者を除く。）であって、菓子製造業に従事した期間が、同日において 3 年を超えているもの又は同日後 3 年を超えるに至ったもの

5 試験手数料

9,700 円

6 受験手続

(1) 提出書類等

ア 受験願書

イ 4 の(1)に該当する者にあつては、製菓衛生師法第 5 条第 1 号に規定する製菓衛生師養成施設において 1 年以上製菓衛生師として必要な知識及び技能を修得したことを証する当該製菓衛生師養成施設の長の証明書

ウ 4 の(2)又は(3)に該当する者にあつては、菓子製造業務従事証明書

エ 試験科目の免除を願い出る者にあつては、提出書類等の提出先で原本照合を受けた菓子製造に係る 1 級又は 2 級の技能検定合格証書の写し

オ 現在の氏名と提出書類に記載された氏名が異なる者にあつては、戸籍抄本（出願前 6

月以内に交付されたもの)

カ 写真（出願前 6 月以内に撮影した正面向き，上半身，無帽の縦 4.5 センチメートル，横 3.5 センチメートルのもので，裏面に氏名及び撮影年月日を記入したもの）

(2) 提出書類等の提出先

受験希望者の住所地を管轄する県の各保健所（鹿児島市又は県外に居住する者にあつては，鹿児島県保健福祉部生活衛生課（鹿児島市鴨池新町 10 番 1 号 郵便番号 890-8577））に提出すること。

なお，送付の方法により提出する場合は，封筒の表面に「製菓衛生師試験受験願書在中」と朱書し，書留郵便とすること。

(3) 試験手数料の納付方法

受験願書提出の際，鹿児島県収入証紙により納付すること。

なお，提出書類等を受理した後は，試験手数料は返還しない。

7 提出書類等の受付期間

令和 7 年 4 月 21 日（月）から同年 5 月 19 日（月）までのそれぞれの日（県の休日を除く。）の午前 8 時 30 分から午後 5 時 15 分までとする。

なお，送付の方法により提出する場合は，令和 7 年 5 月 19 日の消印のあるものまで受け付ける。

8 受験願書等の用紙の交付

受験願書及び菓子製造業務従事証明書の用紙は，鹿児島県保健福祉部生活衛生課及び県の各保健所において交付する。

なお，同用紙を送付の方法により請求するときは，宛先及び郵便番号を明記し，110 円分の切手を貼った返信用封筒を同封すること。

9 受験票の交付等

受験資格があると認めた者に対して郵送により受験票を交付するので，試験当日持参すること。

10 合格者の発表

合格者に対し，合格証書を郵送して行う。

また，合格者の受験番号を鹿児島県のホームページ（<https://www.pref.kagoshima.jp/>）において掲示する。

11 その他

(1) 試験に関する照会は，鹿児島県保健福祉部生活衛生課（電話 099-286-2788）又は県の各保健所に対して行うこと。

(2) 試験に関して不正の行為を発見したときは，その者について試験を停止し，又はその者の試験を無効とする。

.....

落札者等の公告

特定調達契約に係る落札者を次のとおり決定した。

令和 7 年 4 月 18 日

鹿児島県知事 塩田 康一

1 落札に係る物品等の名称及び数量

複写機用再生紙（A 4 判） 9 式

2 特定調達契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地

鹿児島県出納局管財課調達係

鹿児島市鴨池新町 10 番 1 号

3 落札者を決定した日

令和 7 年 3 月 6 日

4 落札者の氏名及び住所並びに落札金額

(1) 株式会社しんぷく

鹿児島市上之園町 9 番地 8

1 箱（2,500 枚入り）当たりの単価 1,804 円（鹿児島市地区分）

- (2) 株式会社文友社
薩摩川内市大小路町 8 番 15 号
1 箱（2,500 枚入り）当たりの単価 2,134 円（日置・串木野地区分）
- (3) 株式会社文泉堂
南九州市穎娃町牧之内 3000 番地
1 箱（2,500 枚入り）当たりの単価 2,365 円（南薩地区分）
- (4) e c o 良品店 代表 佐潟正和
薩摩川内市原田町 11 番 3 号
1 箱（2,500 枚入り）当たりの単価 2,197.8 円（薩摩地区分）
- (5) 株式会社大黒紙店
薩摩川内市向田本町 14 番 7 号
1 箱（2,500 枚入り）当たりの単価 2,171.4 円（始良・伊佐地区分）
- (6) 有限会社三昧堂商事
志布志市志布志町志布志三丁目 10 番 10 号
1 箱（2,500 枚入り）当たりの単価 2,486 円（曾於地区分），2,486 円（肝属地区分）
- (7) 株式会社はやま
鹿児島市南栄三丁目 6 番 4 号 2 階
1 箱（2,500 枚入り）当たりの単価 2,904 円（熊毛地区分）
- (8) 株式会社じむき
奄美市名瀬永田町 3 番 3 号
1 箱（2,500 枚入り）当たりの単価 2,772 円（大島地区分）
- 5 特定調達契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 6 一般競争入札の公告を行った日
令和 7 年 1 月 24 日

選挙管理委員会告示

鹿児島県選挙管理委員会告示第 10 号

次の団体は、政治資金規正法（昭和 23 年法律第 194 号）第 17 条第 2 項の規定により、令和 7 年 4 月 1 日以後、政治活動（選挙運動を含む。）のために、いかなる名義をもってするを問わず、寄附を受け、又は支出をすることができない団体となった。

令和 7 年 4 月 18 日

鹿児島県選挙管理委員会委員長 松下良成

政治団体の名称	代表者の氏名	会計責任者の氏名	主たる事務所の所在地
大沢むねのり後援会	岩元 俊一	大澤 宗則	鹿児島市城西 1-23-25 K フラット 101
小野ユウ子後援会	小野 ユウ子	藏満 憲昭	曾於郡大崎町井俣 2346-1
坂元正春後援会	坂元 正春	坂元 正春	曾於郡大崎町永吉 9292 番地
島津康一郎後援会	島津 康一郎	川東 一	熊毛郡屋久島町麦生 922
中野勇志後援会	中野 勇志	中野 キミエ	熊毛郡中種子町野間 540-1
日本第一党鹿児島県本部	田中 公郎	田中 公郎	枕崎市日之出町 96-3

労働委員会告示

鹿児島県労働委員会告示第 1 号

労働関係調整法施行令（昭和 21 年勅令第 478 号）第 4 条及び労働委員会規則（昭和 24 年中央労働委員会規則第 1 号）第 68 条第 1 項の規定により、鹿児島県労働委員会あっせん員候補者を次のとおり告示する。

令和 7 年 4 月 18 日

鹿児島県労働委員会会長 采女博文

あっせん員候補者名簿

氏 名	職 業 等	委嘱年月日
采女 博文	現 鹿児島大学名誉教授 現 鹿児島県労働委員会公益委員	平成27. 7. 14
古川 仲二	元 鹿児島県教育長 現 鹿児島県労働委員会公益委員	令和 6. 7. 1
畑井 清隆	現 志學館大学教授 現 鹿児島県労働委員会公益委員	令和 6. 7. 1
保澤 享平	現 弁護士 現 鹿児島県労働委員会公益委員	令和 6. 7. 1
前原 友紀子	現 弁護士 現 鹿児島県労働委員会公益委員	令和 7. 4. 8
下町 和三	現 連合鹿児島会長 現 鹿児島県労働委員会労働者委員	平成30. 7. 2
木佐貫 美保	現 U A ゼンセンイケダパン労働組合中央執行書記長 現 鹿児島県労働委員会労働者委員	令和 2. 7. 1
岡 良二	現 私鉄総連鹿児島県連絡協議会議長 現 鹿児島県労働委員会労働者委員	令和 4. 7. 1
片野坂 昭彦	現 自治労鹿児島県本部副執行委員長 現 鹿児島県労働委員会労働者委員	令和 4. 7. 1
眞下 浩一	現 U A ゼンセン鹿児島県支部長 現 鹿児島県労働委員会労働者委員	令和 6. 7. 1
濱上 剛一郎	現 鹿児島県経営者協会専務理事 現 鹿児島県労働委員会使用者委員	平成30. 7. 2
水淵 大作	現 水淵電機株式会社代表取締役社長 現 鹿児島県労働委員会使用者委員	令和 2. 7. 1
吉田 健朗	現 株式会社南日本総合サービス代表取締役社長 現 鹿児島県労働委員会使用者委員	令和 4. 7. 1
竹之内 日出晴	現 株式会社共進組代表取締役社長 現 鹿児島県労働委員会使用者委員	令和 6. 7. 1
宮之原 美香	現 株式会社清友専務取締役 現 鹿児島県労働委員会使用者委員	令和 6. 7. 1
坂元 純一	現 鹿児島県労働委員会事務局長	令和 6. 4. 9
大重 英一郎	現 鹿児島県労働委員会事務局総務課長	令和 5. 4. 11
宮里 和子	現 鹿児島県労働委員会事務局審査調整監	令和 7. 4. 8

正 誤

令和 7 年 3 月 21 日付け鹿児島県公報第 601 号中次のとおり誤りがあったので訂正する。

ページ	訂正箇所	誤	正
3	下から 18 行目	4497 番 7	4497 番 7（次の図に示す部分に限る。）
	下から 7 行目	「次のとおり」	「次の図」及び「次のとおり」

令和 7 年 2 月 25 日付け鹿児島県公報第 594 号中次のとおり誤りがあったので訂正する。

ページ	訂正箇所	誤	正
3	上から 11 行目	化粧品工場	化製品工場
4	上から 8 行目	化粧品工場	化製品工場